

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立安佐市民病院（以下「病院」という。）における手術衣等洗濯及び消毒業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

- 2 発注者は、院内で使用する手術衣、タオル及び看護衣等（以下「洗濯物」という。）を衛生的かつ円滑に管理・運用するため、医療法施行規則第9条の9及び平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」に基づき、受注者に対し本業務を委託する。
- 3 受注者は、本業務が病院の感染防止及び衛生管理上重要な業務であることを認識し、この仕様書及び受注者が定める標準作業書等に従い、誠実に業務を遂行する。

（業務内容等）

第2条 受注者は、医療法、クリーニング業法その他関係法令・通知・基準等に基づいた従業員、施設、設備、方法等により、洗濯物を衛生的かつ清潔に管理し、洗濯（乾燥及び仕上げ作業を含む。以下同じ。）及び消毒を行い、発注者に納品するものとする。なお、業務内容等は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実施場所

病院洗濯室及び附属の設備等（以下「設備等」という。）で行うものとする。ただし、設備等の処理能力を超える洗濯物については、発注者の許可を得てこれを受注者が所有するクリーニング所等の適切な施設（病院専門の洗濯施設又は洗濯物とその他の物を区別して衛生的に処理できる構造設備を有するものをいう。）で実施することができるものとする。

(2) 洗濯物の種類、数量及び集配場所等

本業務で取り扱う洗濯物の種類、数量及び集配場所等は、概ね別紙のとおりとする。ただし、患者数及び病床数の増減並びに組織改編その他の理由により、多少の変動があることに留意すること。なお、発注者の要請がある場合には、別紙に掲げる洗濯物のほか患者が所有する洗濯物を取り扱うこと。

(3) 洗濯及び消毒

洗濯物の洗濯を以下のとおり行い、そのうち消毒を必要とするものについては適切な方法により滅菌消毒を行うものとする。

ア 本業務で使用する洗剤は無リン性のものとし、使用にあたっては品名、成分を発注者に報告し、その承認を得ること。

イ 洗濯は、患者用洗濯物と病院用洗濯物を原則区別して行うこと。

(4) 納品

洗濯物の納品を以下のとおり行うこと。

ア 発注者が指示する期日までに、病棟毎等で分類のうえ完全な状態に仕上げて納品すること。

イ 事故その他の理由により納品が遅延するとき又は納品ができなくなるときは、そ

の旨を直ちに発注者に連絡するとともに、医療活動に支障を来たさないようにしなければならない。

ウ 納品に際しては、納品前に洗濯物の検査をし、破れ、ほころび、ボタンの取れたもの、ファスナーの壊れたもの等については、これを補修し、納品するものとする。

エ 納品した洗濯物のうち、発注者の指摘を受けたものについては、受注者の負担において再洗濯、修理等を行い、再度納品するものとする。

オ 手術室の洗濯物は、発注者が別に指示するたたみ方により納品すること。

カ 洗濯物を紛失又は損傷等をしたときは、発注者に連絡するとともに、その損害の相当額を賠償すること。

キ 病院内の運搬は、清潔な洗濯物と汚染された洗濯物の運搬車を区別して行うこと。

(5) 留意事項

本業務の実施にあたって、次に掲げる事項に留意すること。

ア 受注者の従業員を必要数病院に派遣常駐させたうえで実施すること。なお、当該従業員に関する労働法規上の責任は、受注者が負わなければならない。

イ 医療施設の特殊性を認識するとともに、言動動作に注意し、特に入院患者、外来患者及び来訪者等に対して失礼のないよう、十分に注意すること。

ウ 病院内の作業に従事する従業員名簿を予め発注者に提出すること。現場責任者及び従業員に変更があった時もまた同様とする。

エ 従業員には、受注者名入りの統一した衣服及び名札を着用させること。

オ 病院内における洗濯物の保管については、発注者の認める限りにおいて発注者の施設を使用することができる。

(検査)

第3条 受注者は、洗濯物を納品する場合は、その都度発注者の検査を受けなければならぬ。発注者は、検査で不合格品があった場合は速やかに受注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項による不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに処理し検査を受けなければならない。

(設備等の使用)

第4条 受注者は、第2条第1号に規定する設備等を無償で使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) 施設等を善良なる管理者の注意をもって使用し、発注者の許可なく原状を変更しないこと。

(2) 発注者の承認なく施設等を本業務以外の用に供しないこと。

(3) 発注者の承認なく施設等を第三者に使用させないこと。

(4) 受注者の責めに帰すべき理由により、施設等又は附属する器物を滅失又はき損したときは、発注者の認定に基づき、その損害の相当額を賠償すること。

(感染の危険のある洗濯物の取扱い)

第5条 発注者及び受注者は、感染症の病原体等により汚染されている洗濯物又は汚染されているおそれのある洗濯物（以下「汚染洗濯物」という。）について、以下の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 発注者は、汚染洗濯物をビニール袋等に包装し、感染の危険のある洗濯物である旨を表示し、受注者に引き渡すものとする。ただし、嘔吐物等により著しく汚染されたものについては、発注者は、十分に拭き取ったうえで受注者に引き渡すものとする。
- (2) 発注者は、前号の規定にかかわらず、汚染洗濯物のうち結核等重大な感染症を招くおそれのあるものについては、消毒したうえでビニール袋等に包装し、重大な感染の危険のある洗濯物である旨を表示し、受注者に引き渡すものとする。
- (3) 発注者及び受注者は、病院内で汚染洗濯物を運搬する場合は、清潔な洗濯物の運搬の用に供する運搬車を使用しないものとする。
- (4) 受注者は、汚染洗濯物を取り扱うときは、エプロン及び手袋等を着用し、作業後は必ず手洗い等により感染防止に努めるものとする。

(業務遂行上の注意事項)

第6条 受注者は、履行期間の開始日より前に医療法施行規則第9条の9に掲げる基準等に基づいた従業員、施設、設備、方法等を確認できる書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- 2 受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い、洗濯物を適正に処理しなければならない。
- 3 受注者は、洗濯物の洗濯、補修、設備、処理等について、発注者の要請がある場合は、発注者の調査に応じなければならない。
- 4 受注者は、従業員の健康管理に留意し、従業員に対する教育研修及び安全指導を確実に行うほか、法令の定めるところにより、健康診断等を実施しなければならない。病院内で感染又は針刺し等の事故が発生した場合には、遅滞なく発注者へ連絡すること。
- 5 受注者は、クリーニング業法に基づく諸監督機関への届出事項が必要であるときは、これを遅滞なく実施すること。
- 6 受注者は、火災及び盗難の防止並びに風紀衛生に注意し、作業終了後は火気の点検、窓及び出入口等の施錠を確実に実施すること。

(実施報告書等)

第7条 広島市立病院機構委託契約約款（複数年契約用）第12条に定める委託業務実施報告書は、月間の業務実施報告書とする。なお、別紙に掲げる品名毎に月間の供給数を記載すること。

- 2 受注者は、前項に定める業務実施報告書について、翌月の10日（ただし、令和3年3月分については3月31日、令和3年8月分については8月31日）までに提出して、発注者の確認を受けなければならない。報告書等は、発注者が指定した様式又は予め発注者の承認を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(費用負担)

第8条 業務実施に必要な経費（従業員の健康診断に係る費用を含む。）は、全て受注者の負担とする。ただし、次に掲げる費用は発注者が負担するものとする。

- (1) 設備等に関する光熱水費
- (2) 設備等に関する薬品等のうち発注者が認めたものの費用

- (3) 通常使用において生じた設備等に関する補修費
- (4) 本業務に関する市内電話料
- (5) その他発注者が必要と認める経費
(その他)

第9条 受注者は、本業務の遂行にあたり休日が3日以上連続する場合には、休日であっても平日に準じた作業等を実施するよう努めること。なお、その場合には予め発注者と協議すること。

- 2 発注者及び受注者は、第2条第2号別表に掲げる年間数量が継続して著しく増減したときは、いずれかの求めに応じてこの仕様書及び委託契約金額の変更について協議に応じるものとする。
- 3 受注者は、契約終了又は契約解除等により受注者が変更となる場合、病院の業務が円滑に行われるよう、新たな受注予定者と調整するものとする。
- 4 業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。